

— ポートフォリオうんちく —

「ポートフォリオ(portfolio)」とはもともと、持ち運びできる(portable)二つ折りにした紙(folio)をはさむ紙ばさみやファイルの意味です。ポートフォリオはさまざまな分野で活用されていますが、特に学習に用いられる場合は学習実践記録のことを言い、学習のメモや参考資料のコピー、作成したレポートなどをまとめたものを指します。つまり、実務実習で薬学生が持ち歩いているファイルがまさにポートフォリオで

す。

大学などでは、ポートフォリオを授業の評価に用いることもありますが、ポートフォリオを作成する本来の目的は、作成者が綴った資料を見直して(振り返り)、自己評価し、自身の成長につなげることです。ポートフォリオは自分がいつどこで、何を学び、何を感じたのか、自分はどう変わったのかを自分自身に問いかけて、高めてくれる強力なツールなのです!

「道薬誌」本号(8月号)『話題のクスリ』についての実践記録

テーマ	アミティーザ®(ルビプロストン)カプセルについてのお勉強
<p>開発の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アミティーザはプロストン誘導体であるCIC-2クロライドチャンネル活性化物質ルビプロストン。 ・慢性便秘では長期可能で、便を軟らかくし、腸管内輸送能を改善し腸管内の水分分泌促進作用、腸管内輸送促進を有する。 ・既存の下剤とは異なり、CIC-2クロライドチャンネル活性化に基づく腸管粘膜上皮のバリア機能及び組織の修復作用が確認されている。 	<p>本剤58%で、自発排便までの中央値時間はプラセボ28.8時間、本剤13.1時間</p> <p>長期試験</p> <p>48週間経口投与では効果は継続し、有害事象により45%が減量、16%が休薬</p> <p>効能・効果</p> <p>慢性便秘症(器質的疾患による便秘を除く)</p>
<p>治療学的・製剤学的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約60~75%の患者で24時間以内に自発排便を認める。 ・自発排便回数を有意に増加。 ・便秘に伴う諸症状と長期にわたる改善効果がある。 ・主な副作用は下痢・悪心で臨検値異常を含めると62% 	<p>用法・用量</p> <p>1日2回1回1 Cap:朝・夕食後に経口投与</p> <p>注意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腫瘍・ヘルニア等の腸閉塞、妊婦・妊娠の可能性ある患者は禁忌 ・中・重度の肝・重度の腎機能のある患者は慎重投与 ・必ず食後投与する ・自己判断で中止・減量すると便秘の再発・再燃する可能性あり
<p>臨床効果</p> <p>Ⅲ相ダブルブラインドで6ヵ月以上持続の慢性便秘において、自発排便はプラセボ30%、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一包化・経管投与はダメ! これは良いくすりかも!? 果たして…飲んでみないとわからない…

新しい医薬品について、その情報をコンパクトにまとめたポートフォリオですね。最後に、作者の感想も書かれていて、素敵なポートフォリオだと思います。

うちくで解説したように、ポートフォリオに大切なのは「後に自分が学習したことを振り返る」ことですが、備忘録としての役割もあります。そのことに気をつけて書くと、より良くなること間違いなしです♪

改善策としては、このポートフォリオを作成するのに利用した資料名(道薬誌2013年8月号〇ページのように)を追加してみましょう。将来的に、このアミティーザの情報が必要になった場合、今回のポートフォリオを参考にしたが、情報が少し足りない!というときに、もと文献、もと資料をすぐに調べられると業務効率も上がります。

せっかく書くのですから、ポートフォリオを「使える資料」にしましょう!

(北海道薬科大学 准教授 山下 美妃)

国試問題を解いてポートフォリオを書いてみよう!

◆ JPALS 国家試験問題 ◆

問1 以下の処方について患者の家族に確認したところ、散剤の服用は困難であったため、疑義照会を行った。その結果、ブロムヘキシン塩酸塩シロップ0.08%に変更となった。秤量するブロムヘキシン塩酸塩シロップの総量は何mLか。1つ選べ。ただし、用法・用量及び投薬日数の変更はない。

(処方)

ブロムヘキシン塩酸塩細粒 2%
 1回0.1g(1日0.3g) 製剤量
 1日3回 朝昼夕食後 4日分
 1 0.3 2 7.5 3 10.0 4 12.0
 5 30.0

問2 保険調剤後の調剤録に関する記述のうち、誤っているのはどれか。1つ選べ。

- 1 調剤後の処方せんに必要事項を記入して調剤録とした。
- 2 保険薬局開設者が、調剤録を最終の記入日から5年間保存したので廃棄した。
- 3 1回目の分割調剤時に調剤録に代えて処方せんに必要事項を記入した。
- 4 処方せんに関する医師への疑義照会の内容を調剤録に記載した。
- 5 患者の被保険者証記号番号を調剤録に記載した。

《解説》

問1 疑義照会による剤形変更に伴う計算問題です。

- ① ブロムヘキシン塩酸塩細粒2%の成分量(4日分)を算出

製剤量	成分量	製剤量	成分量
		(4日分)	(4日分)
1g	: 20mg	= 1.2g	: xg
x	= 24mg		

- ② ①で求めた成分量をブロムヘキシン塩酸塩シロップ0.08%で秤量した際の採取料を算出

ブロムヘキシン塩酸塩シロップ0.08%より
 製剤量 成分量 製剤量 成分量
 (4日分) (4日分)
 $1\text{ mL} : 0.8\text{ mg} = y\text{ mL} : 24\text{ mg}$
 $y = 30\text{ mL}$

問2

- 1 正 保険薬局において調剤済みとなった処方せんに、必要事項を記入した場合、健康保険法等に基づく調剤録とすることができる。

- 2 正 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方せん及び調剤録を調剤済みとなってから3年間保存しなければならないので、5年間の保存は問題ない。
- 3 誤 保険薬局において分割調剤を行い、調剤済みとならなかった場合は、処方せんに分割理由等の必要事項を記入し、調剤録を作成した後、処方せんを患者に返却する。
- 4 正 調剤録には、医師等の同意に基づく変更があればその内容及び疑義確認があればその解答の内容を記入する。

- 5 正 健康保険法等に基づく調剤録はレセプト請求(調剤報酬の請求)に用いるため、薬剤師法施行規則にある記入事項に加え、患者の被保険者証の記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者・被扶養者の別などを記載する。

法律上、調剤録は2種類ある。

- ① 薬剤師法：調剤業務を行ったことの記録(処方せんへの記入で代用)
- ② 健康保険法：レセプト請求(調剤報酬の請求)における根拠